

第2次 小都市国土利用計画

平成20年3月

小 郡 市

前 文

小郡市国土利用計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、長期にわたり安定した土地利用を確保することを目的として、小郡市の区域内における国土（以下本計画において「市土」という。）利用に関して基本的事項を定めるものである。

計画の策定にあたっては、国土の利用に関する全国計画及び県計画を基本として、地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づく第 4 次小郡市総合振興計画に即して策定するものである。

本計画は、市の発展と自然環境を活かした健康的で文化的な生活環境の確保を図るため、将来における市土の計画的・合理的土地利用の指針とする。

なお、この計画は、適宜、実績等との検討を行い、社会・経済状況の動向を見据え、変更の必要が生じた場合は見直しを行うものとする。